



請願第1号

学校における働き方改革の実施のため、政府に対し 抜本的教職員定数増を求める意見書採択を求める請願書

二本松市議会議長 野地久夫様

2018年2月21日

請願者

住所

福島県教職員組合安達支部

氏名 支部長 伊藤正浩



紹介議員

菅野 明

請願趣旨

今日、わが国の教職員の勤務実態は、看過できない深刻な実態にあります。とりわけ、教員の一日平均12時間ちかい長時間過密労働のは是正は、教員の命と健康にとっても、子どもたちの教育にとっても、喫緊の課題となっています。

この問題の解決には、一つには、中有教育審議会などで検討されているように、教員の負担している業務の思い切った整理と削減が必要です。本県をはじめ各地において、創意あふれる授業と子どもたちの生活指導のための時間を確保したうえで、それ以外の業務の整理、見直し、削減が、教職員の意見を反映させた形で進められることが期待されています。

同時に、この問題を根本的に解決するためには、業務を担う教職員の増員を図ることが、不可欠の課題となっています。

文部科学省が行った教員勤務実態調査によれば、小学校教諭は、一日平均4時間25分の授業を行っています。この授業のための負担は「一時間の授業について一時間程度は授業の準備が必要(平成19年3月29日政府答弁等)」とする国の基準に照らせば、連日の超過勤務を必然とする実態におかれていることとなります。さらに、この国の基準がうち立てられた昭和33年当時と比べ、今日の「主体的・対話的な深い学び」の要請などは、それ以上の授業準備を教員に求めるものとなっています。

授業は、教員の担う主たる業務であり、教員の増員により教員一人当たりの授業時間数を適正な水準まで引き下げる必要があります。このことなしには、様々な対策を講じたとしても、教員の勤務を基本的に勤務時間内に終わらせることは、絵に描いた餅にならざるをえません。

また、子どもの貧困、いじめや不登校、問題行動への対応、発達障がいの児童生徒の増加など、学校教育を巡る状況の変化は、教員の日々の業務を増大させています。

以上の理由から、二本松市議会が地方自治法第99条の規定により、教職員定数の抜本的増員を求める意見書を国及び関係機関に送付していただきたく請願いたします。



【意見書案】

学校における働き方改革の実施のため、政府に対し 抜本的教職員定数増を求める意見書 (案)

今日、わが国の教職員の勤務実態は、看過できない深刻な実態にあります。とりわけ、教員の一日平均12時間ちかい長時間過密労働の是正は、教員の命と健康にとっても、子どもたちの教育にとっても、喫緊の課題となっています。

この問題の解決には、一つには、中央教育審議会などで検討されているように、教員の負担している業務の思い切った整理と削減が必要です。本県をはじめ各地において、創意あふれる授業と子どもたちの生活指導のための時間を確保したうえで、それ以外の業務の整理、見直し、削減が、教職員の意見を反映させた形で進められることが期待されています。

同時に、この問題を根本的に解決するためには、業務を担う教職員の増員を図ることが、不可欠の課題となっています。

文部科学省が行った教員勤務実態調査によれば、小学校教諭は、一日平均4時間25分の授業を行っています。この授業のための負担は「一時間の授業について一時間程度は授業の準備が必要(平成19年3月29日政府答弁等)」とする国の基準に照らせば、連日の超過勤務を必然とする実態におかれています。さらに、この国の基準がうち立てられた昭和33年当時と比べ、今日の「主体的・対話的な深い学び」の要請などは、それ以上の授業準備を教員に求めるものとなっています。

授業は、教員の担う主たる業務であり、教員の増員により教員一人当たりの授業時間数を適正な水準まで引き下げる必要があります。このことなしには、様々な対策を講じたとしても、教員の勤務を基本的に勤務時間内に終わらせることは、絵に描いた餅にならざるをえません。

また、子どもの貧困、いじめや不登校、問題行動への対応、発達障がいの児童生徒の増加など、学校教育を巡る状況の変化は、教員の日々の業務を増大させています。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとってきわめて重要です。そして、教育予算は未来への先行投資であり、子どもたちに最善の教育環境をしていくことは社会的な使命です。

よって、国におかれでは、教職員定数の抜本的増員をはかる改善をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 3月 日

二本松市議会

(以下の各大臣宛に)

内閣総理大臣 様
財務大臣 様
文部科学大臣 様